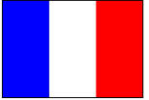


KDDI 総研 R&A 誌は定期購読（年間 27,468 円）がお得です。お申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。既刊の PDF 無料ダウンロードの特典もあります。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

フランス、MVNO へのアクセス提供義務を
規定した SMP 認定案を撤回



フランス、MVNOへのアクセス提供義務を規定したSMP認定案を撤回 (卸売公衆移動体発信およびアクセス市場)

🕒 記事のポイント

サマリー

フランスの規制機関ARCEPは、「卸売公衆移動体発信およびアクセス市場」の市場レビューに関して、卸売市場における競争を進展させるにはMVNOの市場参入によって競争を活性化させるのが効果的との判断から、有意な市場支配力（Significant Market Power：以下「SMP」）を有する事業者に対して、仮想携帯電話事業者（Mobile Virtual Network Operator：MVNO）へのアクセス義務を課す草案を4月14日に欧州委員会に提出していた。しかしながら、2005年に入って、新規MVNOの市場参入が相次いで発表されたこと等を受けて、ARCEPは5月30日にこの草案を撤回し、今後12～18ヵ月間にわたり、MVNOの参入による市場活性化の効果を注視していく決定を発表した。本稿では、ARCEP案の内容およびその背景、そして今般の撤回に至る一連の流れについて報告する。

主な登場者

欧州委員会 ARCEP（フランス電子通信郵便規制庁） Orange SFR
Bouygues Telecom

キーワード

有効競争 卸売公衆移動体発信およびアクセス 市場画定 SMP 共同支配
枠組指令 MVNO

地域 EU フランス

執筆者 KDDI総研 主任研究員 青沼 真美 (ma-aonuma@kddi.com)

フランス、MVNO へのアクセス提供義務を
規定した SMP 認定案を撤回

1 ARCEP案の概要

2005年4月14日、フランスの規制機関ARCEP^①は、卸売公衆移動体発信およびアクセス市場の市場レビュー^②に関する草案（以下「ARCEP案」）を欧州委員会に提出した。ARCEP案では、携帯電話網事業者（Mobile Network Operator：以下「MNO」）であるOrange、SFRおよびBouygues Telecom3社が、当該市場におけるSMPを共同で有していると認定されており、3社に対してMVNOおよび新規3G事業者^③へのアクセス提供要求に応じる義務が課されていた。

1-1 市場の画定

ARCEPは「卸売公衆移動体発信およびアクセス市場」のプロダクト市場が、以下のサービスから構成されると結論づけている。

- ① 移動体網へのアクセス
- ② 音声通話
- ③ 国際ローミング（発着信）
- ④ SMS (Short Message Service)



^①（脚注1）

ARCEP (Autorité des Régulation des Communications Electroniques et des Postes)
フランスの電気通信関連規制機関であるART(Autorité des Régulation des Télécommunications) が、2005年5月より郵便事業も主管することを受けて、名称が変更された。

^②（脚注2）

欧州委員会が2003年2月に発表した「関連市場に関する勧告（C(2003)497, 11/02/2003）」において18の市場が画定されており、各加盟国はこれに即した市場レビューを行っている。なお、本稿で取り扱う「卸売移動体発信およびアクセス市場」はNo.15とされている。

^③（脚注3）

2000年8月の3G(UMTS)事業ライセンス公募に際して、フランス政府は全国レベルの事業者を4社選定する方針を発表していたが、2001年1月にライセンスを付与されたのは、SFRおよびFrance Telecom Mobiles（現在のOrange）の2社のみであった。その後、2002年5月になってBouygues Telecomもライセンスを取得したが、第4事業者はまだ選定されていない状態が続いている。

- ⑤ 特定の番号宛SMS (SMS+)
- ⑥ SMSを除く低速でのマルチメディアサービス

また、地理的市場については、フランス本国と4海外領が個別市場として画定されているが、以下、本稿ではフランス本国についてのみ言及する。

1-2 SMP事業者の認定および規制措置

ARCEPは、欧州委員会が2002年7月に発出したSMP認定に関するガイドライン^④ (脚注) に規定されている基準のうち、主に以下の6つの観点からMNO3社が共同でSMPを有していると認定している：

- ① 同質なプロダクト (サービス)
- ② 類似したコスト構造
- ③ 類似した市場シェア
- ④ 技術革新の不足
- ⑤ 成熟した技術
- ⑥ 余剰容量の不足

特に、③の市場シェアに関しては、卸売市場における競争を直接反映するものとして、小売市場における3社のシェア推移が分析されているが、詳細については次章で紹介する。

1-3 規制措置

ARCEP案では、上述したSMP認定に基づいて、MNO3社に対して以下の規制措置



④ (脚注)

[Commission guidelines on market analysis and the assessment of significant market power under the Community regulatory for electronic communications networks and services \(2002/C 165/03\) 11.7.2002](#)

フランス、MVNO へのアクセス提供義務を
規定した SMP 認定案を撤回

を課すことが提案されている：

- ① MVNOからの妥当なアクセス要求に応じる義務
- ② 新規3G事業者からの妥当なアクセス要求に応じる義務

ARCEPは、特にMVNOによる市場参入が競争促進に大きなインパクトを与えるとの結論から、MVNOを明示した規制措置の提案に至っている。

なお、ARCEP案の概要を図表1に示す。

【図表1】 フランス「卸売公衆移動体発信およびアクセス市場」の市場レビュー概要

市場 画 定	関連市場	公衆移動体電話網における卸売アクセス および呼発信（欧州委員会勧告No.15） ・ 移動体網へのアクセス ・ 音声通話 ・ 国際ローミング（発着信） ・ SMS ・ 特定の番号宛SMS(SMS+) ・ SMSを除く低速でのマルチメディアサービス
	地理的市場	フランス本国* 4海外領(Antilles-Guyane, Reunion, Mayotte, St Pierre et Miquelon)
S M P 事 業 者 認 定	SMP事業者	Orange, SFR, Bouygues Telecomが 3社共同でSMPを有する
	認定基準	・ 同質のプロダクト(サービス) ・ 類似したコスト構造 ・ 類似した市場シェア ・ 技術革新の不足 ・ 成熟した技術 ・ 余剰容量の不足
	当該市場における主要競争 事業者	Orange, SFR, Bouygues Telecom
	SMP事業者の市場シェア	当該市場が成立してから日が浅いため、 市場シェアを最も関連性の高い基準とは みなさない。
規 制 措 置	措置ならびに法的根拠	MVNOおよび新規3G事業者からのアクセ ス要求に応じる義務 (アクセス指令第12条、郵便電子通信法L.38)
ジ ュ ス ト イ ケ ル	欧州委員会等への通知	2005.4.14
	フランスでの決定	2005.5.30 撤回
	欧州委員会のコメント	2005.5.31 撤回承認

* SMP事業者認定・規制措置については、フランス本国のみに言及。

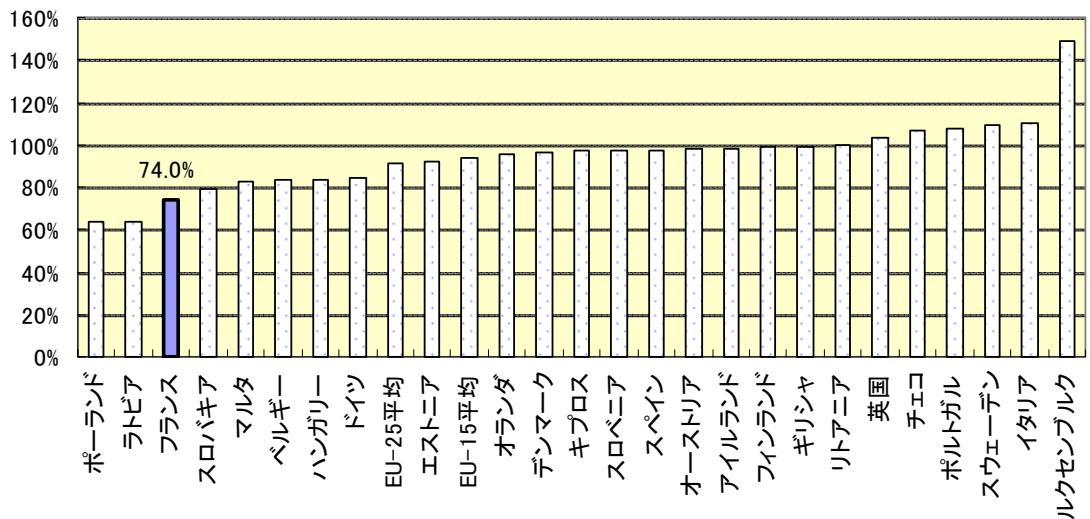
(ARCEP資料によりKDDI総研作成)

2 ARCEP案に至る経緯 ～フランスにおける携帯電話市場の現状

2-1 普及率の低さ

フランスにおける携帯電話の普及率は、2005年4月末現在、74%である。図表2に示したとおり、これは、従来からのEU加盟国15ヵ国平均の93.9%を大きく下回っているほか、2004年5月に加盟を果たした10ヵ国を含めたEU25ヵ国で比較しても、ポーランドとラトビアに次いで3番目に低いレベルにとどまっている。

【図表2】 EU加盟国における携帯電話普及率 (2005年3月末現在)

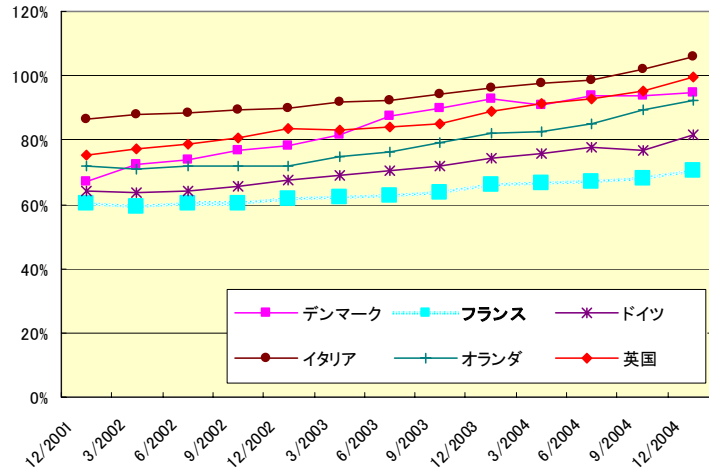


(Mobile CommunicationsによりKDDI総研作成)

また、ここ数年間の携帯電話普及率の推移を見ても、4年間で10ポイント増えた程度にすぎず、フランスよりも普及率の高い英国やイタリアの伸び率と比較しても、明らかに低調である。この現状を憂慮するフランス政府は、「MVNOは(安価なサービスの提供により)普及率向上の原動力になる。」として、従来からMVNOの参入を歓迎する姿勢を打ち出していた。

フランス、MVNO へのアクセス提供義務を
規定した SMP 認定案を撤回

【図表3】 EU主要国における携帯電話普及率推移



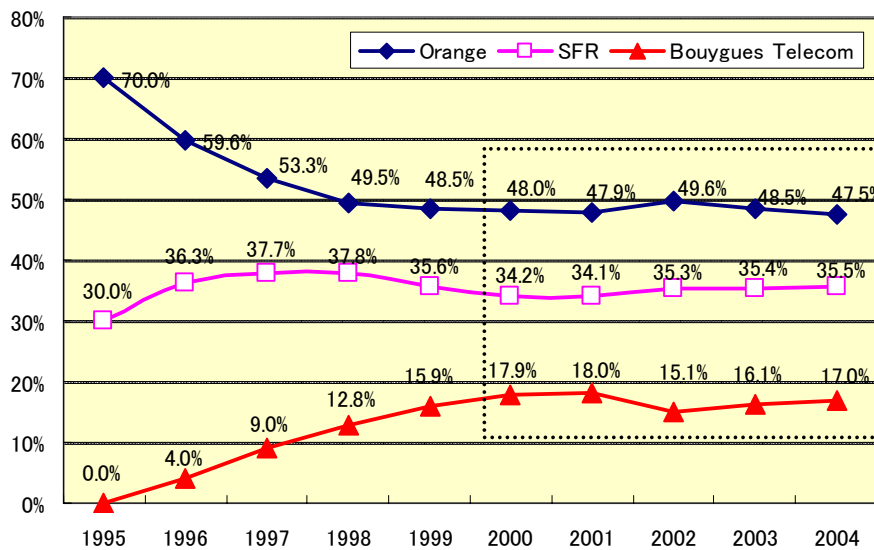
(EMC資料によりKDDI総研作成)

2-2 3社シェアの固定化

ARCEPは、卸売市場における競争の成熟度合いを直接に反映するものとして、小売市場の現状分析を行っており、実近5年間の3社の市場シェア推移から小売市場における競争状況を評価している。

図表4は、加入者数ベースでの3社のシェア推移を示している。第3のキャリアとして1996年に市場参入を果たしたBouygues Telecomは、2000年までは年間4%程度のシェアをコンスタントに獲得してきた。しかしながら、2000年以降は多少の上下はあるとはいえ、ほぼ同じレベルであり、3社のシェアもOrange : SFR : Bouygues Telecom = 48:35:17と、大きな変化はみられない。

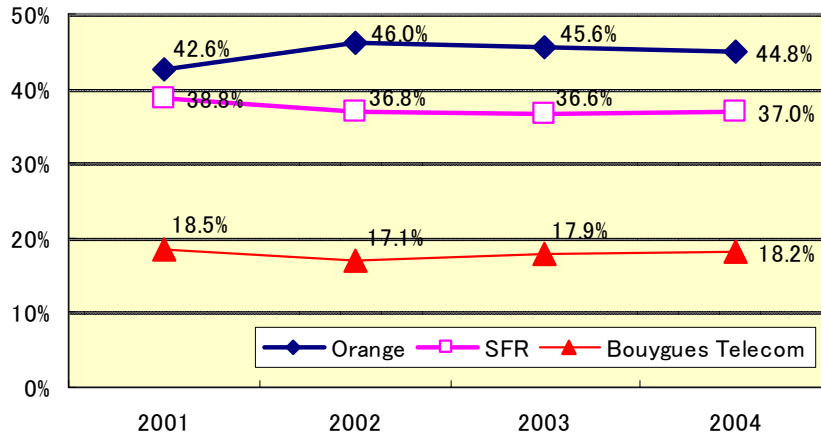
【図表4】 フランス携帯電話事業者3社のシェア推移（加入者数ベース）



(ARCEP資料によりKDDI総研作成)

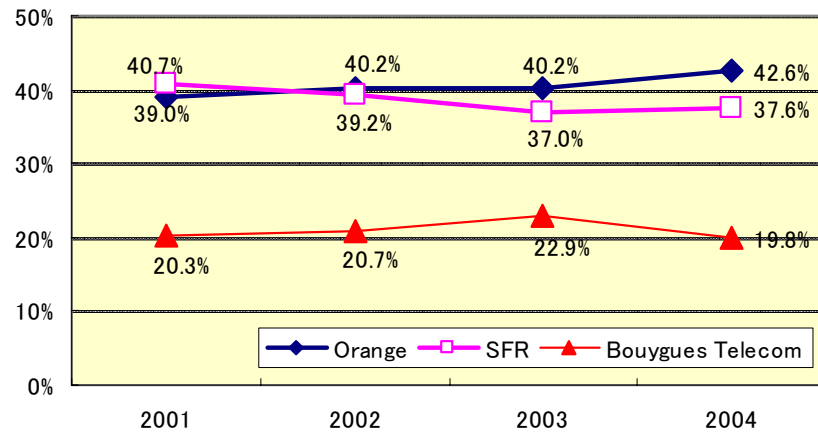
また、図表5は売上ベースでのシェア推移を、図表6は発信分数ベースでのシェア推移を示しているが、いずれも、加入者数推移と同様に大きな変動はみられておらず、3社のシェアから判断する限り、小売市場における競争は停滞している。

【図表5】 フランス携帯電話事業者3社のシェア推移（売上ベース）



(ARCEP資料によりKDDI総研作成)

【図表6】 フランス携帯電話事業者3社のシェア推移（発信分数ベース）



(ARCEP資料によりKDDI総研作成)

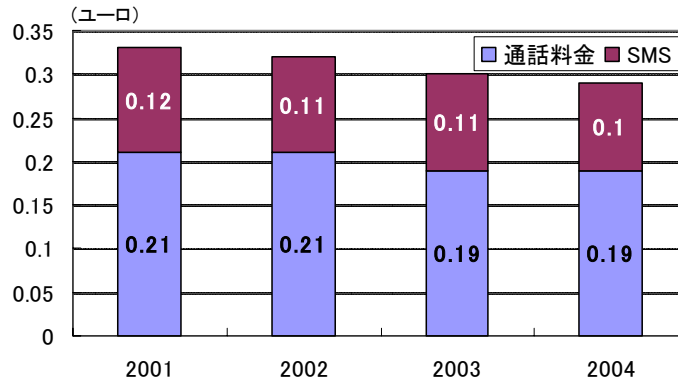
2-3 料金水準の硬直化

一方、料金水準をみても、2000年からの4年間での変動は殆どみられない。上述したとおり、携帯電話普及率がEU平均を下回る状況で、MNOが新規加入を本格的に喚起しようとするのであれば、特に、ローエンドからミドルエンドユーザー向けの料金を大幅に引き下げるなどの抜本的な施策が必要になる。しかしながら、図表7に示したとおり、この5年間の3社平均通話料金（1分あたり）およびSMS料金（1通あたり）には大きな変化はみられておらず、料金水準の硬直化を指摘することが

フランス、MVNO へのアクセス提供義務を
規定した SMP 認定案を撤回

できる。

【図表7】 1分あたりの通話およびSMS1通あたりの平均料金推移



(ARCEP資料によりKDDI総研作成)

3 ARCEP案撤回の背景 ～ 続々と市場参入するMVNO

ARCEPは、このような小売市場の現状および動向分析の結果、MVNOを将来的な市場活性化の原動力として位置づけ、MVNOの市場参入を促進するような規制措置を提案していた。しかしながら、その一方で、これまでMVNOに対するネットワーク容量の提供に消極的との批判を受けていたMNOのうち、OrangeとSFRは、図表8に示すように、2005年になって続々とMVNO参入企業との契約締結に至っており、市場環境にも変化の兆しが現れつつあった。

【図表8】 フランスにおける新規MVNO

	MVNO参入企業	ネットワーク供給事業者
2005年2月	Futur Telecom (再販事業者)	SFR
	M6 (TV局)	Orange
	NRJ (ラジオ局)	SFR
2005年3月	Cegetel (通信事業者)	SFR
	Neuf Telecom (通信事業者)	SFR
2005年4月	Tele2 (通信事業者)	Orange

(各種資料によりKDDI総研作成)

ARCEPは、草案提出の際にこの兆候に触れ、「歓迎すべき動きである」との認識を表明する一方で、より長期的な検証の必要性を強調していた。言い換えると、新規参入したMVNOがある程度の規模になり、MNOに対する経済的あるいはビジネス的な独立性が確立されて、初めて競争促進要因としての実効性が証明される、との立場に立つものであり、そのような状況に至るまでは、暫定的な規制によって市場開放を促進する必要があると判断していたといえる。

4 ARCEPの決定

そのような判断のもとで、ARCEPは4月14日に欧州委員会に草案を提出したわけだが、約1ヵ月を経た5月30日になって草案の撤回を発表した。また、撤回発表と同時に、今後12～18ヵ月にわたって、当該市場の競争状況ならびにその小売市場へのインパクトを定期的に評価し、現状の規制枠組におけるMVNO参入が競争を促進するのか、という点に特に着目して市場動向を注視する方針を明らかにした。したがって、ARCEPは新たな市場環境の変動要素を加味した新たな草案を、遅くとも2006年末までに通知することになる。また、その間、欧州委員会に対して当該市場の競争動向について四半期ごとに報告を行うことを約しており、欧州委員会もARCEP案の撤回を認める声明を5月31日に発表した。

5 欧州委員会のスタンス

ARCEP案の撤回を認めたという点に着目して、欧州委員会はMNOに対してMVNOへのアクセス提供を義務づけるというARCEP案を支持しなかった、あるいは、ARCEPによる規制介入は不要と判断した、と報道する記事もみられる。また、2005年3月に、アイルランドの規制機関ComRegが、共同でSMPを有していると認定したO2およびVodafone Irelandに対してMVNOへのアクセス提供を義務づける市場レビュー案を提出した際には、これを支持したことから、両者に対するスタンスの違いを訝る向きもある。

しかしながら、本件については、2003年7月に欧州委員会が発出した勧告の第16項^(脚注)に則って規定の手続きを踏んだものであり、手続きの正当性から欧州委員会もこれを受け入れる声明を発表したものと考えてよいだろう。これまでに、欧州委員会がEU法への抵触を理由として、加盟国に対して草案の撤回を要求するケースが何件かみられているが、ARCEP案の撤回は、あくまでも加盟国側のイニシアチブによるものであった。



(脚注)

Commission Recommendation of 23 July 2003 on notifications, time limits and consultations provided for in Article 7 of Directive 2002/21/EC of the European parliament and of the Council of 7 March 2002 on a common regulatory framework for electronic communications networks and services : 枠組指令第7条による通知・期限および諮問に関する委員会勧告 (2003/561/EC)。第16項では、「加盟国はいかなる時にも通知した草案の撤回を決定することができ、その場合には、当該草案の登録は抹消される。」と勧告されている。

さらに、欧州委員会は市場レビューに関して、フィンランドのケース等^(脚注)でも強調しているように、より中長期的な観点に立った将来的な市場動向を見据えた分析に重点を置くスタンスをとっている。ARCEPにとっては、草案撤回によって、当初想定していた規制レベルからトーンダウンした格好となったが、将来的な市場動向を展望するという方針自体は、欧州委員会の基本スタンスとの整合性を有するものとなっている。

📖 執筆者コメント

上述したとおり、フランスでは2005年に入ってMVNOとしての市場参入を表明する企業が相次いでいるが、そのうち、Neuf Telecom、M6そしてTele2の3社が6月中旬までサービス提供を開始した。その他の事業者についても、今年後半にかけてサービス開始が見込まれており、市場活性化の原動力と位置づけられたMVNOの市場参入によって、携帯電話普及率や料金水準にどのような変化がもたらされるのか、注目される。

📖 出典・参考文献

欧州委員会ホームページ <http://europa.eu.int/>
ARCEPホームページ <http://www.art-telecom.fr/>
その他各種報道資料

^(脚注) KDDI総研R&A 2004年12月号「欧州委員会、フィンランドのSMP認定案（携帯電話発信市場）撤回を決定」（青沼）を参照されたい。